

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

目 次

## 規則

- 福島県流域下水道事業の会計に関する規則の一部を改正する規則

五六

五七

五八

五九

六〇

六一

六二

六三

六四

六五

六六

六七

六八

六九

七〇

七一

七二

七三

七四

七五

七六

七七

七八

七九

八〇

八一

八二

八三

八四

八五

八六

八七

八八

八九

九〇

九一

- 土地改良法により換地計画を定めた件

- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件

福島県公安委員会

- 道路交通法による指定講習機関としての指定を取り消した件
- 道路交通法による運転免許取得者等教育の認定を取り消した件

## 規則

福島県流域下水道事業の会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月2日

福島県知事 内堀 雅雄

## 福島県規則第五十九号

### 福島県流域下水道事業の会計に関する規則の一部を改正する規則

福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第三十七号）の一部

を次のように改正する。

第二条第五号中「昭和三十九年福島県規則第十七号。」を「昭和三十九年福島県規則第十七号」に改める。第五十五条第二項中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第一百四十八条第一項」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百六十六条第一項」に改める。

5 契約の相手方は、前項の規定による当該保証を証する書面の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、当該保証契約の相手方たる銀行若しくは確實と認める金融機関又は保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該保証を証する書面を提出したものとみなす。

四 過去二年間に官公署（予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

五百七十三条第一項中「（昭和三十九年福島県規則第十七号）」を削る。

この規則は、公布の日から施行する。  
附則

（下水道課）

## 告示

### 福島県告示第七百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、西向地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年12月2日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類  
二 換地計画書の写し

二 縦覧の期間  
令和7年12月3日から  
月12日まで（二十日間）

三 縦覧の場所

田村市役所

四 その他

この換地計画について不服があるときは、土地改良法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧の期間満了日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。  
また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

（農村基盤整備課）

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第一百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年十二月二日

福島県知事 内堀 雅雄

- |               |   |
|---------------|---|
| 一 所在の不分明な者の氏名 | 根本英一 根本国五郎 根本留之助 渡邊トラ 芳賀保義 木村清一 鈴木康矩  |
| 二 通知の内容の要旨    | 2 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。<br>当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和七年福島県告示第七百十二号）によること。<br>(森林保全課) |

### 福島県公安委員会

#### 福島県公安委員会告示第103号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の11第1項の規定により、指定講習機関に係る指定を次のとおり取り消した。

令和7年12月2日

福島県公安委員会委員長 山本真一

- 1 指定を取り消された者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びにその者が指定講習機関の業務を行っていた事務所の名称及び所在地  
 名称 有限会社富岡自動車学校  
 住所 福島県双葉郡富岡町大字大菅字川田195  
 代表者の氏名 堀内正芳  
 事務所の名称 富岡自動車学校  
 事務所の所在地 福島県双葉郡富岡町大字大菅字川田195
- 2 指定を取り消した特定講習の種別  
 普通免許、二輪免許及び原付免許に係る初心運転者講習
- 3 指定取消年月日  
 令和7年11月6日

(運転免許課)

#### 福島県公安委員会告示第104号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第5項の規定により、運転免許取得者等教育の認定を次のとおり取り消した。

令和7年12月2日

福島県公安委員会委員長 山本真一

- 1 認定を取り消された者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者等教育の業務を行っていた施設の名称及び所在地  
 名称 有限会社富岡自動車学校  
 住所 福島県双葉郡富岡町大字大菅字川田195  
 代表者の氏名 堀内正芳

施設の名称 富岡自動車学校

施設の所在地 福島県双葉郡富岡町大字大菅字川田195

2 認定を取り消した運転免許取得者等教育の課程の区分及び名称

(1) 運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第1号に掲げる課程 大型自動車等初級課程

(2) 規則第1条第2号に掲げる課程 自動二輪車等初級課程

(3) 規則第1条第4号に掲げる課程 シルバー課程

(4) 規則第1条第5号に掲げる課程 特別課程

(5) 規則第1条第8号に掲げる課程 上級課程

3 認定取消年月日

令和7年11月6日

(運転免許課)